

平成 26 年 2 月

顧問先各位

岩崎・長野会計事務所

TEL:03-3711-8761

ゴルフ会員権・リゾート会員権の売却損と給与所得等の 他の所得との相殺ができなくなります

「平成 26 年度税制改正」において、ゴルフ会員権・リゾート会員権の売却による損失と給与所得等の他の所得との相殺が規制されることが濃厚になりましたので、下記のとおりご案内致します。

平成 26 年 4 月 1 日以降に行う売却について適用されます

現在は、**個人の方**が所有するゴルフ会員権やリゾート会員権を売却し、損失が生じた場合、その売却損は給与所得等の他の所得と相殺をすることができ、所得税の減額又は還付を受けることができますが、**平成 26 年 4 月 1 日以降に行う売却による損失は、他の所得と相殺をすることができなくなります。**

ゴルフ会員権・リゾート会員権の売却の検討が必要です

個人で所有しているゴルフ会員権・リゾート会員権について、値下がりによる含み損がある場合には、平成 26 年 3 月 31 日までに売却し、損失を「実現させるか」の検討が必要になります。

該当される場合は、岩崎・長野会計事務所までご相談ください。

岩崎・長野会計事務所

〒152-0004 東京都目黒区鷹番 2 丁目 21 番 11 号プラザ鷹番 302 号

TEL:03-3711-8761